

知的財産よもやま話

弁理士 曾々木 太郎 (72 機械物理)

知的財産の種類とその概要

特許権 一定の要件を満たす発明に対して与えられる排他的独占権

発明 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう(特許法第2条第1項)

自然法則の利用は必要か。

近年のコンピュータ技術の隆盛から、いくたの変遷を経て保護の対象にプログラムも含まれるようになった(特許法第2条第3項第1号かっこ書き)。

変遷 装置の形態で保護→媒体特許→プログラム自体の保護

プログラムは、自然法則を利用した技術的思想の創作か？

特許要件

産業上利用することができる発明が対象 人体を構成要素とする発明は特許対象外

米国との対比 特許を受けることができる発明 新規かつ有用な方法、機械、製品もしくは合成物

またはそれらについての新規かつ有用な改良

出願公開制度 出願の日から原則1年6ヶ月で出願内容が自動的に公開される(特許法第64条第1項)。

意図しない技術の流出 パリ条約の規定により属地主義が原則 日本の特許権の効力は日本国内に限られ、外国にはおよびない。特許庁電子図書館に中国などのアジアの諸外国からの多数のアクセス 出願公開制度はこのままでよいか。

特許権の存続期間 出願の日から20年で終了する(特許法第67条第1項)。医薬品の特許については5年の延長制度(特許法第67条の2等) ジネリック医薬品

余談

出願件数 特許庁主導の出願構造の構造改革により、年間30万件程度に減少。以前は、年間50万件程度あった。その当時の弁理士数 約2000人、現在、約9000人

出願件数がこのままで推移すれば、弁理士数は増加する一方であるから、特許事務所は将来的には消滅する。まあ、特許事務もしています、となるか。

実用新案権 考案に対して与えられる権利

考案 自然法則を利用した技術的思想の創作をいう(実用新案法第2条第1項)

保護の対象は物品の形状等に限定 方法に対しては保護は与えられない。

特徴 平成6年の改正で無審査に移行

存続期間 出願の日から10年で終了 無審査に移行した当初は6年であったが、制度の利用が激減したため、最近の改正で10年に延長された。しかし、旧法時代の年間10万件程度に比すれば、現状は年間1万件程度であるため、事実上、制度終焉。

利用の仕方 無審査であるため、すぐに権利行使はできない。しかし、出願から半年で登録になるので、見かけ上の効果はある。例えば、カタログに登録番号を記載するとか。特許出願が特許されるまでには出願から3年程度をようするので、その間無権利状態となるのを防ぐ。

意匠権 一定の要件を満たす意匠に与えられる排他的独占権

意匠 物品の形状等に関する創作であって美感を生じさせるもの

美感とは、機能美と装飾美 半導体チップや伝熱プレートに美感はあるか

物品の形状の創作を保護する。

近時の法改正により、類似意匠制度が廃止され、関連意匠制度が導入された。

当初、本意匠と同日出願が登録要件 要件緩和

最近の改正によりアイコンなども登録の対象となった

存続期間 登録から20年 従前は登録から15年であったが、最近の改正により20年に延長された。

制度としては、実用新案制度よりメリットがある。登録も出願から1年程度でなされる。ただし、権利範囲が狭いので、実効性を担保するには、相当数の出願をする必要がある。

商標権 一定の要件を満たす商標に与えられる排他的独占権

商標 文字、図形、記号等の結合したもの(商標法第2条第1項) 創作性を要しない ゆえに、再度の出願も可能。

存続期間 登録から10年 更新制度がある。商標に化体した業務上の信用を保護する趣旨から更新登録するより、最出願する方が料金的には安い。

最近の法改正により地域団体商標制度および小売等役務商標制度が導入された。

知的財産権活用 of 成功例

マッスル株式会社 モータの回転数を検出するエンコーダの改良特許(特許第3058406号)

通常、エンコーダは円板にスリットを設けたものが用いられている。微細加工が必要なため、エンコーダが高い。小型モータの場合、エンコーダが高いとコストダウンがエンコーダにより規定される。

そこで、歯車と磁気ユニットとの組み合わせたものにエンコーダ機能を持たせた。

創業時 数名

現在 人員300名 自社ビルを有する。

社長はフェラーリに乗り、週末は西宮マリーナから出港してクルージングを楽しんでいる。

知的財産紛争 同期対決

現在、北九州のY社を相手に侵害訴訟中、相手方の当初のロボット部長 機物同期

無効審判 当方が代理をしているK社の知財部長と現審判長とは 大学同期